平成２２年（フ）第８０１０号
東京都町田市小山町493―10―106
債務者　磯　　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０３６号
東京都台東区日本堤２丁目31―13―202
債務者　會田　朋美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０３７号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―1002
債務者　新井　利幸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０３９号
東京都豊島区池袋本町１丁目38―15―105
債務者　鈴木　昌行
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４０号
東京都立川市柴崎町４丁目13―３―202
債務者　角野アミリータこと　スミノ　アミリータ　ドゥ　グズマン
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４１号
東京都豊島区駒込２丁目２―３―1204
債務者　早川　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４４号
東京都江戸川区中葛西４丁目19―８
債務者　小泉　照美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４５号
東京都中野区本町３丁目21―９―201
債務者　岩谷　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４６号
東京都世田谷区岡本１丁目38―14―504
債務者　武井　良仁
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４７号
東京都世田谷区岡本１丁目38―14―504
債務者　武井　英美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９０号
横浜市緑区台村町560番地　グリーンパーク101号
債務者　鈴木　崇史
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６９号
横浜市南区堀ノ内町２丁目207番地７　出縄荘201号
債務者　南　　則章
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１７号
横浜市瀬谷区本郷２丁目36番地15　ロジュマン本郷Ａ202
債務者　代田美智子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２２号
横浜市青葉区田奈町51番地８　グランシャリオⅡ―301号
債務者　吉岡　信子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７４号
東京都青梅市今井３丁目30番地の７クリード青梅
債務者　藤澤　宗一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
北海道帯広市西19条南４丁目34番７号　明和団地４号棟428号
債務者　女鹿　智美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係